

◎新潟県告示第1461号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成26年10月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
新潟市
- 2 事業の種類
（仮称）内野地区集会施設建設事業

3 起業地

- (1) 収用の部分
新潟市西区内野町地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）内野地区集会施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、新潟市西区役所の西出張所（以下「出張所」という。）、西地域保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）及び区民が地域のコミュニティ活動を行う集会施設を一体的に整備するものであり、出張所及び保健福祉センターは法第3条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に、保健福祉センター内の診療所は法第3条第24号に規定する「医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関」に関する事業に、また、集会施設は法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業にそれぞれ該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

新潟市では、西区の内野地区にある既存庁舎を、政令指定都市に移行後は西区の出張所及び同出張所分庁舎（以下「分庁舎」という。）として活用し、内野地区の行政サービスを行っているが、庁舎が分散していること、会議室が分庁舎にしかないこと、また、保健福祉センターがある分庁舎は駐車場が少ないことなどから、出張所と分庁舎の間を行き来しなくてはならない場合が多々あり、来庁者に不便をもたらしている。さらに、出張所及び分庁舎は建築後45年以上経過しており、耐震診断の結果、速やかな安全性の確保が必要となっている。

一方、市では地域の特性を生かした住民自治を進めるため、地域づくりの主体となる自治会や町内会などの地域コミュニティとの協働によるまちづくりを推進しているが、内野地区には集会施設として西地区公民館があるものの、利用したいホールや集会室は稼働率が高く、サークル活動での長期予約で埋まっているため、地域コミュニティが実施する事業の会場確保に支障が生じている。

市では、これらのことから、地域住民の利便性の向上、行政庁舎の将来的な安全性及び施設維持のコストなどを考慮するとともに地域コミュニティ活動の活性化を図るため、「（仮称）内野地区集会施設建設事業基本構想」を策定して検討した結果、行政庁舎と集会施設の複合施設として整備することとしている。

本件事業の実施により、分散していた出張所の機能が集約されることで来庁者の不便や負担が解消され、庁舎の安全性が確保される。また、集会施設の機能を加えて整備することで地域コミュニティと行政が地域の問題を共有し、情報交換を行いながら問題解決に向けて連携を図ることが可能となり、防災活動や高齢者の見守りなどの地域コミュニティの活動が活性化し、住みよいまちづくりが推進される。

さらに相乗効果として、起業地は内野地区のまちの中心部に位置し公共交通機関も整っているためアクセスしやすく、周辺の商業施設、JR内野駅、新潟大学などと連携したまちの賑わい創出も期待できる。

本件事業による近隣住民等周辺環境への影響として、施設利用による騒音及び駐車車両の騒音や排気ガスなどが考えられるが、建物の防音設備や駐車場敷地の防音壁の設置、また、駐車時のエンジン停止の徹底など万全な対策を講じ、影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地について、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に関しては事前に試掘調査を実施のうえ結果を協議する必要がある、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に関しては新潟県指定新潟角田鳥獣保護区区域内であるものの、いずれも特に支障はない旨市で担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、必要面積が確保できて交通の便がよく、まちの賑わいづくりが見込める場所 3 箇所を選定し、経済的条件や立地条件を考慮して比較検討した結果、本件起業地はバス停留所や駅が近い現出張所に隣接しているため、今まで同様に公共交通機関を利用して来庁するにも便がよく、移転後は出張所跡地を駐車場としてできること、集会施設の利用にも、多方面から幅広い年齢層の参集が可能であるとともに地域コミュニティの実施する事業にも気軽に立ち寄ることができるなど、地域コミュニティ活動の活性化が見込まれることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように出張所及び分庁舎が建築後 45 年以上経過し、地震による倒壊又は崩壊の危険性があること、また、内野地区の集会施設の不足により、地域課題の解決や交流活動の活性化のために実施する大規模な会議や講演会などの会場確保が難しく、そのため地域住民や地域コミュニティから集会施設の整備を求める要望書が市に提出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 新潟市西区役所地域課